



49号

2019年10月6日

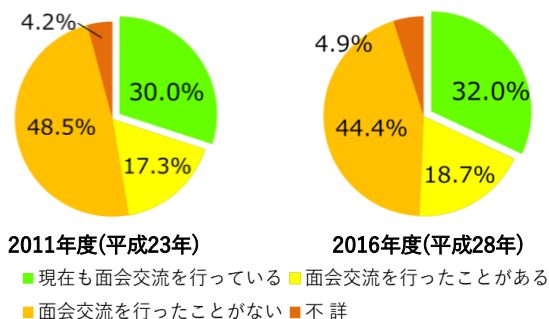


2019年度 親子ネット活動方針 親子ネット新代表 武田 典久

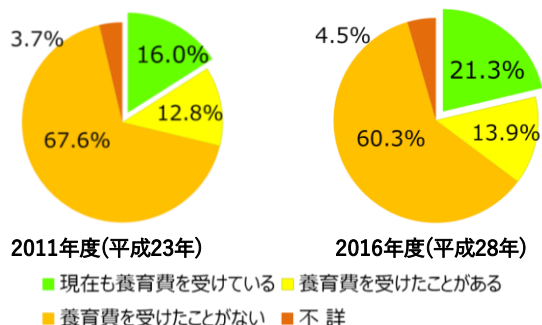
2019年6月29日、親子ネット総会が実施され、2019年度代表・幹事・運営委員の選任、活動方針、予算の各議案について、賛成多数にて承認され、親子ネットも新年度体制となりました。以下に総会にて承認いただいた2019年度活動方針をご紹介します。

2012年に民法766条改正された後の2017年12月、厚生労働省が、「平成28年度全国ひとり親世帯調査結果報告」を公表いたしました。しかしながら、下表のとおり、面会交流に関しては、「現在も面会交流を行っている」が32%、「現在も養育費を受けている」が21.3%と、5年前の調査と比較し、民法766条改正だけでは改善が期待できないことが明らかになりました。

面会交流の実施状況(母子・父子総計)



養育費の受給状況(母子・父子総計)



民法766条改正以降、わが国の家庭裁判所運用が「原則面会交流」などと言われることもありますが、実態としては上記のとおりであり、裁判所の調停に申し立てても、面会が認容されるのは今なお、約半数にすぎません。また、「月1回2時間」の面会頻度は変わらず、調停で合意しても拘束が守られない場合、裁判所は「履行勧告」という名前のお手紙を出す以上のことはできません。

このような状況から引き離れ状態が長期化、「継続性の原則」により私たち別居親は男女を問わず、離婚により親権を失い、愛する子どもの養育に係わることが叶わなくなります。

こうした中、私たちの仲間は、精神を病み、結果、仕事を失う方、中には命を絶ってしまう方もおりました。また、何よりも両親の別居・離婚の犠牲になる子どもたちは量産され続けています。もはや、法改正なしにこれらの傾向は改善しないことは明らかです。

このような状況を踏まえ、以下2点を2019年の基本方針といたします。

<当事者支援と法制化活動の両立>

活動には多くの皆様のご協力が必要です。当事者支援も法改正活動も承認いただいた運営委員25名だけでは立ちいきません。

当事者支援に関しては、従来の自助活動、定例会などでの情報発信、グループウェアでの情報共有をより強化し、また、会員どおしの学校行事参加などの相互扶助活動も円滑にできる仕組みを提供したいと思います。

これらの支援を通じ、会員の皆様に「元気」を取り戻していただくための活動を実践し、自らのお子さんだけに留まらず、わが国の親子法制の改革に共感いただいた皆様には、法制化活動にも参画いただき、会員のみなさまと運営委員が一体になった活動を推し進めたいと存じます。

<世代交代により持続できる組織に>

親子ネットも今年で発足11年目を迎えます。この間も代表、運営委員ともにバトンを繋ぎ、現在に至っています。代表は私で8代目となりますが、従来方針どおり、「親子が自然に会える社会」を目指し、活動を継続いたします。

私たちを支援いただいている共同養育支援議員連盟の国会議員を始めとする議会関係者、行政関係者、有識者、マスコミのみなさまのご理解・ご尽力もあり、2019年の通常国会にて「法務省による海外24カ国を対象とする離婚後親権の運用実態の調査」が決定いたしました。この調査結果を受け、法務省内研究会、法制審議会での議論が期待できる状況となったこと、非常に良い流れになってきています。

しかしながら、私たちの悲願である「離婚後の共同養育・共同親権」までは2019年度に結論を得るには至らない、と想定しており、2020年以降も継続的な活動なしに親子法制の改革は望めません。

また、私自身も当事者になり10年、運営に参画してから6年目になり、自身の紛争も3年前で収束しました。

そこで、2019年度は、現在の裁判所運用下でお子さんのために奮闘されている6名の方に運営委員をお引き受けいただきました。経験のまだ浅い運営委員の皆様へ、親子ネットがこれまでで培った11年間のノウハウを共有し、維持・発展させていくことで、私たちが求められている役割を果たしていくべく、努力してまいります。

今年度も、引き続き、ご協力をお願いいたします。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

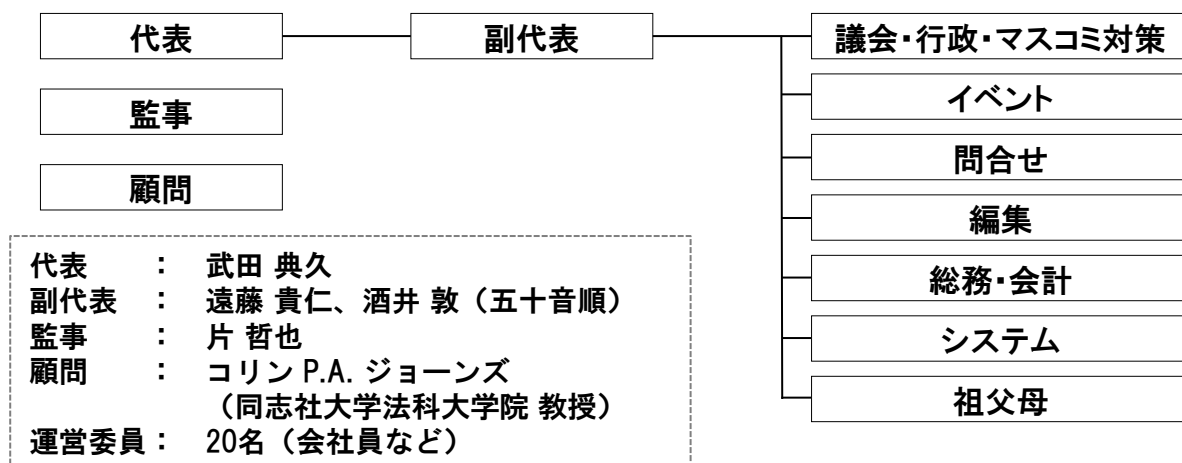
(オヤコノメンカイコウリユウラジツゲンズルゼンコクネットワーク)



親子ネット運営委員会 2019年度運営体制

親子ネットは、2019年6月29日に2019年度総会を開催し、共同代表、運営委員の選任、2019年度活動方針案、2019年度予算案、規約の改訂について、ご出席の会員の皆様からご質問と審議に関するご発言をお受けした後、これらの決議事項について採決をいたしました。その結果、委任状によるご賛成と合わせ、賛成多数をもって、承認可決されましたことを、ご報告申し上げます。

2019年度の運営体制は下記のとおりです。



親子ネット監事・各チームご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【監事：片 哲也】

引き続き監事を務めさせていただきます。親子ネット設立から11年経ちますが、「親子が自然に会える社会」の実現のための親子ネットの役割について自問自答する今日この頃ですが、1つのことを目指して結束していくことが大切だと考えています。

以前、親子ネットは、自発的・自律的・自立的・持続可能な会を目指すべきだとして4Jプランと言うものを提唱した事がありますが、監事としては、特に当会が自律的であり続けられるよう努力していきたいと思えます。

【議会・行政・マスコミ対策：武田 典久】

他：有井 なみ、飯田 琢也、酒井 敦、吉井 ひでき

2014年3月に超党派議員連盟が発足し、2016年12月には同議員連盟にて修文案が了承されました。各党での議論を進めることが確認されましたが、なかなか議論が進まない状況でした。

そのような中、2019年2月、国連によるわが国への共同親権立法勧告をきっかけに、今通常国会では、与野党含めた多数の国会議員の先生方が現在の親子法制に大きな問題がある旨の指摘があり、海外諸国からも問題であるとの指摘を受けました。これらを受け、安倍総理の答弁を踏まえた法務大臣の指示により、法務省による「海外24カ国を対象とする離婚後共同親権の運用実態の調査」着手に至りました。今後、法務省内研究会、法制審議会での議論が期待できる状況となりましたこと、超党派議連の先生方を始めとする議会関係者、行政関係者、有識者、マスコミのみなさまのご理解、ご支援の賜物と感謝しております。

弊会といたしましては、さまざまなご意見も丁寧にお聞きしながら、「子どもの最善の利益」実現のため、会員のみなさまと一体になり、関係者にご理解を求め、法改正を実現し、「離婚は親子の永遠の別れ」とされている我が国固有の文化を変えていくため、取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも、みなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【イベント：遠藤 貴仁】

他：内山 いずみ、大沢 祐希、笠原 麻紀、高橋 弘之、中西 アイ子、
仲山 陽子、藤田 真未、古林 英樹

イベントチームは、定例会運営の他、各種イベントが主な担当になります。本年度は会員皆様のご要望を参考にして、自助時間延長の他、定例会の内容に工夫を凝らし、会員の皆様に来て良かったなと感じていただけるような会の運営を心がけたいと思っております。定例会時にアンケートも定期的に行いますので、ご意見・ご要望・アイディア等の声を是非、お聞かせ下さい。本会は、一会員でもある運営委員と、会員の皆様との活動で成り立っております。イベント時を含めまして、会員の皆様にご協力をお願いする事も有るかと思えます。その節は皆様のお力添えを頂ければ幸いに思っております。

【問い合わせ：遠藤 貴仁】

他：内山 いずみ、大沢 祐希、笠原 麻紀、片 哲也、佐藤 和宏、篠田 裕美、
高倉 ゆうと、高橋 弘之、中西 アイ子、仲山 陽子、藤田 真未、古林 英樹

問い合わせチームでは、各種メールフォームからの様々なお問い合わせに、チームメンバー交代で日々、返信対応をしております。入会や定例会についてのお問い合わせ受付が基本対応事項になりますが、時には深刻なご相談が届く時もあります。返信案を考える際に、いつも自分が当事者になったばかりの頃や困難に直面した時を思い出します。同じ当事者として、子どもに会えずに苦しむ、助けを求めるご連絡に、熟考して返信をさせて頂いております。出来る事には限りもあり、心苦しい状況の時もありますが、心をこめた対応をメンバーの皆で共有して参りたいと思っております。

【編集：酒井 敦】

他：篠田 裕美、高倉 ゆうと

会報チームは年3回の会報発行を目標とし、親子ネットの活動報告を通して、共同養育・共同親権の実現に向け、親子断絶問題を普及・啓発していきます。会報は親子ネット会員の皆様方のみならず、国会議員の先生方やマスコミ・自治体関係者の方々にも郵送しており、親子ネットのホームページでもバックナンバーを公開しています。会報の作成や発送作業には、多くの皆様方の温かいご支援をいただいております。今期も様々な角度から、親子ネット会員の皆様方に役立つ情報を届けられますよう、継続的に親子ネットとして発信を行っていきますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

【総務・会計：武田 典久】

他：内山 いずみ、岡田 純、眞有 浩一、藤田 真未、中島 正、中西 アイ子

今年度は総務チームと会計チームを統合することとなりました。
運営委員会・定例会・講演会の会議室確保などの諸準備、資産管理などの庶務業務、会員管理を含めた会計業務を担当いたします。
安定的な定例会・講演会の開催、健全な会計運営に向け、取り組んでまいります。

【システム：酒井 敦】

他：片 哲也、佐藤 和宏、中島 正

親子ネットでは、親子ネット、その地方支部12箇所、キミドリリボン、棚瀬心理相談室など20近いサイトの管理を担当しています。それに関連したSNSサイトの管理も行っていきます。また、見ての通り膨大な作業量であり、皆様のご支援のほどよろしくお願い致します。

最近、共同親権や共同養育の話も盛り上がっていますので、それを支援して行きたいと思っています。

【祖父母：中西 アイ子】

他：野村 あつみ

ここ数年、毎年祖父母の会への入会が増えて来ています。とくに祖父より、祖母の方の参加が多いようです。10年前は、ほとんど祖父母から声を挙げるなどということはありませんでしたが、近頃は祖父母から「孫に会いたい」という意識が高まって来たようです。国会議員への陳情なども、積極的に参加して下さるようになりました。大変心強い限りです。このような形で1人でも多くの仲間を増やしていければと思っています。

祖父母には、健康さえあれば、自由な時間があります。当事者である父親や母親への強力な支援者となるだろうと思っています。皆さま御協力のほどを、よろしくお願い致します。

親子ネット新運営委員・ご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【新運営委員：内山 いずみ】

新運営委員の内山です。3人の子どもと離れて暮らす母親です。別居をして2年が経ち日本の単独親権に打ちのめされている時に親子ネットと出会いました。同じ境遇の方とお会いし共同親権、共同養育を進めることに希望を抱きました。同じように子どもと会えず辛い状況にいる方達の力になればと思っています。慣れない点も多くご迷惑をおかけすることもあると思います。頑張りますのでよろしくお願い致します。

【新運営委員：大沢 友弥】

新運営委員の大沢です。親子が自由に会ったり、両方の親が子どもの養育に携わったり、そのような親子として当然のことが社会で守られるように、共同親権・共同養育の実現に向けて頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。

【新運営委員：佐藤 和宏】

今期より新しく運営委員となりました佐藤です。平成28年度の司法統計によりますと面会交流調停の総数14124件に対し、頻度別は、月1回以上が6181件・月2回以上が1089件・週1回以上が295件となり、約半数以上が月に1回～2回しか会えていない状況です。実の親子でありながら、あまりにも少ない状況です。欧米のような年100日の面会交流、共同養育共同親権、子の連れ去りの違法化を目指して尽力して参りたいと思います。

【新運営委員：仲山 陽子】

新運営委員の仲山です。監護者指定、裁判を経て和解が成立している別居親です。自分の経験したこと教わった事が、皆様の決断のお役に立てるならと思い参加しております。皆さんで一つずつできるところから始めていきましょう。

【新運営委員：藤田 真未】

新運営委員の藤田です。息子と離れて暮らす母親です。連れ去りが容認され、息子と自由に会うことができない現状を変えたい、その為に共同養育、共同親権を進める活動のお手伝いできればと思っています。私自身が親子ネットに相談にきて、1人ではないんだと感じ、また色々な意見を聞くことで、前に進むことができたので今度は運営委員となり恩返しできればと思っています。不慣れな点が多くご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんがどうぞよろしくお願い致します。

【新運営委員：古林 英樹】

新運営委員の古林です。別居後も4ヶ月子どもと妻と交流していましたが、妻が弁護士に相談に行った途端、離婚調停を起こされ、子どもとは2年以上会えていませんでした。先日、試行面会を高裁で行いましたが子どもは片親疎外で私のことを覚えておらず、かなり精神的にダメージがある状況です。今、出来ることはなんでもしたいと思いますが、自分の人生も無駄にはしたくないので、この状況を耐えながらも人生を模索していこうと考え始めました。定例会でみなさんのサポートをさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【新運営委員：吉井 ひでき】

この度、運営委員を拝命しました吉井ひできです。昨年度は委嘱運営委員をさせて頂いていましたので、実質2年目となります。私は「陳情・行政」チームのサブリーダーですが、今年度は、外国人当事者との連携、国際機関・在日外国大使館との連携に注力したいと思います。「片親による子の連れ去り・引き離し」問題は国際問題化しつつあり、外国との協調・協力が有効だからです。英語が得意な方がおられましたら、吉井までご連絡下さい。皆さん、協力して、「片親による子の連れ去り・引き離し」という「日本の恥」を是正しましょう、何卒、宜しくお願い致します。



棚瀬孝雄

弁護士・京都大学
名誉教授

長年、学者として、弁護士として子どもの連れ去り・引き離し問題の解決に、心理学者の奥様（故棚瀬一代先生）と共に尽力された棚瀬孝雄先生の講演録を掲載させていただきます。

第2 面会交流の意義

1 縁切りから面会交流原則

（1）日本の家族法には元々面会交流の規定はなく、取り上げられたのは、昭和40年の東京高裁の判例が最初です。当時の家族観がよく出ていて、子に会えない母親からの訴えに対し、「我が子に会いたい一途な気持ちは誠に同情を禁じ得ないが、今は、子は新しい家族と幸せに暮らしているのであり、遠くから、そっと子の幸せを祈るのも真の母親の愛情と言うべきである。」と述べて、退けています。

この今から見ると時代錯誤的な判決も、日本の伝統的な家族観に基づいたものでした。当時は、子は家に属するものであって、また、家は家長である父親が管理していましたので、離婚すれば、通常、母親が子を置いて家を出ます。そのため、日本の最初の面会交流事件は、そうして家を出た母親からの訴えが主なものでした。

それが、やがて家制度が廃れ、核家族になり、父親が家を出るか、母親が子を連れて家を出ることが多くなります。ただ、家を出た人間は外の人間であり、家にいる子どもと接触ができないという考え方は一緒でした。

むしろ、性別分業が徹底していた時代、母親が多く専業主婦として、また、共働きであっても、やはり、母親が家事、育児を担ってきましたので、いっそう、離婚の後、外にいる父親からの子の接触はできませんでした。

（2）この家族観の中で、なかなか面会交流は進まなかったのですが、国連児童権利条約を日本も批准し、世界の考え方が入ってきます。また、何よりも、父親も家事や育児に少しずつ関与するようになり、離婚後も子との関わりを求めることが増えていて、監護紛争が激増していきます。

その中で、日本の裁判所も、別れても、子が自分の親とのつながりを持ち、愛されていることを知ることは、その精神的な安定に好ましいという考え方

が強くなり、やがて判例でも、「面会交流をすることが子の福祉を害する結果となる特段の事由がない限り、面会交流を行うべきである」とする「**面会交流原則**」が確立していきます。

しかし、この面会交流原則が認められても、日本では、面会交流は世界の水準に比べて貧困なままに留まっています。なぜ、そうなのか。それが、離婚を経験する子どもにとって、どのような困難を引き起こしているのか、それを次に考えてみたいと思います。

2. 片親疎外を受ける子ども

（1）面会交流原則の問題は、その例外が広く取られすぎていることにあります。「子の福祉を害することとなる特段の事由」がある場合、面会交流は禁止されるか、制限されるのですが、実際、今でも、面会がいつさいできないか、最小の、貧困な面会交流に留まる場合が少なくありません。

相手方の反対が強く、月に1回、2時間という、それでも、裁判所としては、「会えないよりはよい。面会を続けて信頼関係ができれば・・・」と言いますが、私は、「裁判官、考えてください。1ヶ月に2時間と言え、1ヶ月は720時間ですから、全生活時間の、0.3%にすぎません。この子には、99.7%、父親不在です。」と抗議します。

面会交流原則ができる前の、離婚したら、もう家の外の人間は子に会わない、「親子が生き別れる」現実、今でも生き残っているのです。

（2）この制限の理由となる、子にとって面会交流させることが有害となる場合として、よく言われるのが、親同士の葛藤が強く、子が「忠誠葛藤」を感じて、面会交流することが子の負担になるということです。また、これは、面会交流の制限というより、日本の基準からすれば、むしろ、例外的に良い面会交流とされる、宿泊付きの面会をさせるには、まだ足りないと言われるものですが、親どうし「信頼関係がない」から宿泊は無理だという形でも言われます。

実際、外国では、面会交流も、前から隔週2泊3日、子が別居親の家に泊まりに行くことが普通でしたので、これらの理由は、充実した面会交流の実現にとって大きな障壁となっています。

しかし、信頼関係があって、子が親に気兼ねすることなく、別居親と自由に面会交流ができれば好ましいことは言うまでもありませんが、別れる親同士、様々な感情的対立があるのはむしろ普通であって、日本のように、「葛藤が強い」、「信頼関係がない」から、面会交流が制限されるとなれば、非常に多くのケースで、面会交流が不可能か、できても、月に1回、数時間といったものになってしまう。

カナダ大使館 シンポジウム “Family Separation - Placing Children First” 2019年3月28日 棚瀬先生講演「親子断絶の防止を目指して」後編

(3) また、問題は、ただ会えないというだけでなく、その間に、子の心が折れていくことです。それも、結果として面会交流ができなくなる、あるいは、切り離す親が監護権を勝ち取るという、監護紛争のゆがみだけでなく、子の心を傷つけるという問題として現れてきます。

子が別居する父親と会い、親しくするのを好まない母親の元で監護されている場合、子は、母親に対し、お父さんと会いたい、親しくしたいとは言にくく、自分の気持ちを抑えるようになります。

よく、「うちの子はお父さんはどこか、お父さんいつ来るのとか言いません」という母親もいますが、裁判のために嘘を言っている場合もあります。子が、言えないと思い、自分の気持ちを抑えている場合も少なくありません。

子どもにも個人差があり、すぐに雰囲気を感じて、言うてはいけないと思い、抑えてしまう子もいます。とくに、別居すれば、なぜ、別居したのか、子には必ず説明しますので、どうしても、連れ去った親が、自分の視点で別居を正当化します。そのため、意識しなくても、相手への非難が出てきますし、自分が被害者であると言いますので、子どもにもすぐ分かります。「お父さん、そんな人だったんだと思った」と言うのを聞いたこともあります。

(4) とくに、連れ去り勝ちで説明したように、別居した後、別居する親と会う機会が制限され、会えない状態が続くと、いっそう、子どもとしては同居親に頼らざるを得ませんので、自分の気持ちを押し殺して、適応していきます。

それも思慕の念を隠し、会うのをあきらめるだけならともかく、時には、監護親が憎々しげに別居親の悪口を言うのを、黙って聞き過ごすこともしなければなりません。また、もっとひどい場合には、面会交流を含め、監護を巡る争いが継続する場合、監護親と組んで、別居親を非難する役割を押しつけられることもあります。

私が心を痛めるのは、そうした子どもの気持ちです。ある時、やはり連れ去りの事件で、連れ去られてから、半年ほど経った頃、裁判で、相手方の母親が、子どもが夜眠れないと言ってきて、こんな絵を描いたと言って、小学校3年生ぐらいの女の子ですが、家が火事で、真っ赤な火がぼうぼうに燃えている絵を出してきました。「やつなんか、死んでしまえばいいんだ」と言った、と言っていました。

私は、激怒して、「あなたは、子どもが、こんな自分の父親を、「やつ」なんて呼んでいるのを、勝ち誇ったように出してきて、恥ずかしくないですか。親なら、子どものために悲しまなければいけないのに。」と言ったことがあります。

そのケースは、それから、さらに頑張って、また、良い調査官と裁判官にも出会えて、面会交流ができるようになり、最後は宿泊面会もでき、お父さんと、一緒に優しい笑顔が戻ってきたのを見届ける

ことができましたが、本当に、日本中、至る所で、こんな子どもの悲劇が溢れています。

3 愛着剥奪

(1) それでは、どうしたら、この子どもの悲劇をなくすことができるのでしょうか。その答えは、「子どもから親を奪わない」ということに尽きます。

親が別居することになっても、子が親と引き続き親子の関わりを持っていけるなら、子にとって離婚は辛いことですが、子はその危機を乗り越え、成長していくことができます。これが本来の面会交流原則ですが、そのためには、「例外」が濫用されるのを防ぐこと、そして、原則とされる「面会交流」を、これまで、日本で考えられてきた、月に1回か2回、短時間会うという、非日常的な、遊園地で遊ぶイベント的なものから、親が子と生活を共にし、子を養育する、本来の親子関係の場と捉え直すことが必要です。

この後者の、親子関係の場というとらえ方は、既に外国では、法の中にも取り込まれています。そうした例として、2つ紹介します。

1つは、アリゾナ州の家族法で、そこでは、もはや、面会交流、"visitation"という言葉は使いません。"parenting time"の分配として、離婚後、それぞれの親が、いつからいつまで、この「親時間」を割り当てられるか、その分配の決め方、実施について定めています。もはや、監護親、非監護親という区別もありません。

親が2人とも、それぞれ割り当てられた時間、子を家で監護すればよいのです。

(2) もう一つが、カナダのBritish Columbia州の家族法です。やはり、"Care of and time with Children"と、「親が子を監護する時間」という書き方で、もう面会交流という言い方はしません。そして、39条1項にあるように、子と同居していた親が別れた後、いずれも"guardian"、訳せば後見人ですが、親権を持った親になります。

そして、40条1項で、この親権を持った親が、それぞれ、親の責任と、親時間を持ちます。さらに、4項で、この親の責任も、また、親時間も、「平等に割り当てられる」と書かれています。完全な共同親権、共同監護です。

これが世界の潮流です。これが実行されていれば、もはや、子は、親が別れて一方に引き取られ、その愛着を押し殺さなくても、あるいは、もっとひどく、自分の愛着している、その血を分けた親を、別れた親とともに、「やつ」と呼んで否定しなくても済みます。

もう、何が子の利益なのか、子の願いなのか、明らかであると思います。日本も早く、子どものために、この共同監護に向けて家裁実務を、そして家族法を変えていってほしいと思います。

「自己理解から始まる別居離婚後の関係性の再構築」

2019年6月29日、親子ネットは、池袋IKE Biz多目的ホールにて、「自己理解から始まる別居離婚後の関係性の再構築」をテーマに講演会を開催しました。

第1部 講師：坂本佳子さん

「別居親の自立と子どもの幸せについて」

～行動すれば変えられる 会いたい人になる～

坂本佳さんは、3人のお子さんの母親です。離婚後、はじめは子どもたちと別居していましたが、4年を経てお子さん3人のうち2人と同居することになりました。坂本さんのお話を紹介します。

子ども3人と別居、面会交流もなかなか叶わず

坂本さんは15年前、2004年に離婚し、当時8歳・6歳・3歳のお子さんと別れて暮らすことになりました。面会交流を約束したものの、同居（父）親側の都合で、2年後にはそれも叶わなくなってしまいます。そこで坂本さんは、親権変更を求めて調停を行いました。うまくいきませんでした。

しかし、坂本さんは諦めませんでした。子どもとの関係を取り戻す方法を模索し様々な勉強会に参加するなかで、子どもの自己肯定感を育てるためには両方の親から愛されていると子どもに伝えることが何より大切だと知り、小学校の登校時間を狙って校門前で子どもを待つことにしました。冷たい反応もありましたが、坂本さんは負けずに通い続けました。そのうちに、子どもの心も少しずつほぐれていきました。

はじめに長女、次いで長男が坂本さんの家に

そうして数年が経った2010年のある日、長女が坂本さんのところに家出をしてきたのです。話し合いを経て、長女は坂本さんとともに暮らすことになりました。その2年後、2012年には、長男も坂本さんの元にやってきました。

3人の子どもと離れ、絶望的な気持ちで日々を過ごしていた坂本さんですが、諦めずに行動し愛を伝え続けていくことで、このように子どもとの暮らしを取り戻すことができたのです。2017年には次男とも10年ぶりに会い、交流が復活しました。

子どもが「会いたい」と思えるような人になる

このような経験から、坂本さんが子どもと会えずに苦しんでいる人に伝えたいことは「会えないでいる間、ただ嘆き悲しむのではなく、子どもが会いたいと思えるような人になる努力をしてほしい」ということです。

坂本さん自身は、自分に自信をつけるための自分磨きとしてネイル検定を受けたり、いつでも子どもを迎えられるように経済的自立を目指してキャリアチェンジをはかっていたりしていました。

坂本さんは言います。「子どもと離れているのに、自分が楽しんでいいのかと思う人もいるのかもしれませんが、まずは自分が人生を楽しみ、幸せになることが大切です。暗くて不幸せな人と付き合いたい人はいません。子どもだって、明るく幸せなお父さん、お母さんなら会いたい、と思うはずですよ」

辛い時期もあったけれど諦めずに前向きに行動し、人生を楽しむ努力をすることで、子どもとの幸せな暮らしを手に入れた坂本さんの体験談から学ぶことは多そうです。

第2部 講師：星山裕子さん

「子どもの才能のを見つけ方、育て方」

企業の人材育成や経営コンサルティング業務などをおこなう株式会社Kronika代表取締役の星山裕子さんは、人それぞれが生まれ持った才能を特定し、育成する“Talent Focus®”（タレントフォーカス）の開発者。今回は、この「タレントフォーカス」を子どもや（元）夫・妻などとの交流に生かし、よりよい関係を築くための方法についてお話しくさしました。

弱みを克服するのではなく、強みを伸ばすことが大切

人にはそれぞれ強みと弱みがありますが、弱みを克服しても苦労ばかりが多く実になることは少ないもの。それより強みを伸ばしたほうが、よほどよい結果が生まれます。

それにはまず、自分の特性を理解することが大切です。そこで活用したいのが「タレントフォーカス」という手法です。古くからある中国5行に基づいて「木・火・土・金・水」という5つのエレメントを定義し、人の特性をそれに当てはめてタイプ分けをしています。

自分の特性だけでなく相手の特性も知ることで、相手とどう付き合えばうまくいくかがわかります。家族との関係に悩んでいる人は、「タレントフォーカス」を交流に生かしてみたいはかがでしょうか。

以下、それぞれのタイプの特徴を紹介します。

●水タイプ／特徴：水は液体、氷のような固体、霧のような気体と状況に応じて変化する。今、何を考えているか捉えにくく複雑である。ものごとにこだわりが強く、気分にもうらがある。集中を超えて没頭する。目的意識がとて高い。明確な理由がないと動かない。自分が正しいという確信をもっている。ゼロから作り出すより、調整をして整え葉有得意。より完成度の高いものを求めていく。自分軸が明確で、自己中心的に見える

●木タイプ／特徴：木は高さがあり、全体を上から俯瞰している。新しいことをゼロからスタートするのが得意。行動のスピードが早い。どんどんアイデアを出してくる。細かいことは気にしない。他人とは違うものを見ている。同じことを繰り返すのが好き。同時多発的にいろいろなことに手を出す。

●火タイプ／特徴：火はエネルギーそのもの。人と集まるのが好きで、人と付き合う。チームを人的にまとめるのが得意・ムードメーカー。一人一人の小さな違いを見ている。連帯感が強い。感情が顔に出やすい。孤立すると寂しがり屋なので機嫌が悪くなって八つ当たりする。話をするときは体全体を使うゼスチャーをする。

●土タイプ／特徴：はぐくみ育てる土。おだやかで丁寧でゆっくりしていて優しく安心安全。慎重派。責任感や思いやりがある。相手との関係性を大事にする。目立つことは好きではない。人の役に立ちたいという思いがある。自分で決めるのは苦手。遠慮して球を投げる。繰り返しの作業は嫌いではない。単調なことでも淡々とやる。悲観的。冒険したくない。臆病になりがち。みんなと同じであること、所属していることに安心を覚える。

●金タイプ／特徴：硬くて力のある金。論理的分析的客観的。リスクマネジメントに長けている。効率を大事にする。無駄はしたくない。本質的に優れたものを好む。性格で確実。信頼している相手からどう見られているかを気にする。主は自分で決める。パーソナルスペースが広い。無駄なことが嫌い。社交辞令は言わない。完璧主義。

◆手帳にメモして

■親子ネット定例会

〈日時〉2019年10月19日(土) 14:00-17:00
〈場所〉高田第二区民集会所 2階 会議室2
東京都豊島区高田3-18-3

〈アクセス〉JR山手線 高田馬場駅 徒歩4分
東京メトロ東西線 高田馬場駅 徒歩3分
西武新宿線 高田馬場駅 徒歩4分

〈参加費〉無料

〈懇親会〉定例会の後に、懇親会を企画しております。こちらは有料となりますが、お時間に余裕がありましたら、会員の皆さんとの交流も兼ねて、奮ってご参加下さい。

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)

〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com
電話: 050-3468-3743

■当事者女性の親睦会

奇数月の最後の土曜日に開催しています。

〈日時〉2019年11月30日(土) 13:30-17:00

〈場所〉銀座区民会館洋室2号

(東京都中央区銀座4-13-17)

〈アクセス〉東銀座駅5番出口徒歩2分

初めて参加を希望の方は、問い合わせのアドレスまでメールにてお知らせ下さい。

※参加は女性のみとなります。

〈参加費〉会場代を参加者の人数で割ります。参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。

〈問合せ〉Mail: joshikai2019@yahoo.co.jp

※連絡先メールアドレスが変わりました。

■くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日 19:30～

〈場所〉国立市東4-19-15椿荘102スペースF

〈アクセス〉「JR国立駅」南口より「矢川駅」行きバス、「国立高校前」下車徒歩5分

〈問合せ〉090-4964-1080(担当植野)

※詳細は、Facebookページをご覧ください。

(https://b-m.facebook.com/kunitachivisitation)

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉毎月第4火曜日 19:00～21:00

〈場所〉トミービル11階(東京都新宿区西新宿7-7-23)

〈参加費〉1,000円

※詳細は、親サポの会ホームページ

(https://kyoudouyouiku.jimdo.com/)に掲載されるご案内をご覧ください。

■一般社団法人りむすび

〈個別相談・面会交流サポート〉共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。

〈講演・講師〉行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。

〈りむすびコミュニティ〉別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。〈共同養育各種講座〉1名より随時開催します(zoom可)

〈問い合わせ〉rimusubi@gmail.com

※詳細はホームページをご覧ください。

http://www.rimusubi.com

◆マスコミ

令和元年5月10日 共同通信、離婚での子引き渡し手続き明確に 改正民事執行法が成立

令和元年5月17日、NHK、「共同親権」導入の是非検討 米仏など海外での制度調査

令和元年5月30日 HUFFPOST

「友人にも妻にも話したことはない」離婚家庭の息子たちが明かす親子の関係

令和元年5月31日 女子SPAi

妻のDVに苦しむ夫は意外と多い。殴られて救急搬送された夫が語った“恐怖”

令和元年6月10日 TABLO

秋田女児殺人事件 娘を母親に殺害された父親が行政を訴えた理由「助けられなかったのではないか…」

令和元年6月24日 東京新聞

注目集める共同親権 親権求める父親増加 共同なら離婚後も交流続く G7、「単独」日本だけ

令和元年7月7日 中日新聞

「共同親権」の展望(上) 迷走する議論 早川昌幸(新城通信局)

令和元年7月13日 AERA

「離婚をしても親はふたり」子どもを私物化しない共同養育のススメ

令和元年7月14日 中日新聞

「共同親権」の展望(下) 出遅れた研究 早川昌幸(新城通信局)

令和元年7月21日(7月30日号) 週刊女性

「自己肯定感が低く、死にたいと言う子も多い」親が離婚した子どもたちの喪失感

令和元年7月22日 東洋経済ONLINE

親による「誘拐」が容認されている日本の異常～なぜ離婚後の共同親権が認められないのか

令和元年7月29日 サーチナ

血縁を重視する中国人にとって理解し難い！ 日本では離婚すると子に会えなくなるらしい＝中国

令和元年8月23日 PRESIDENT Online
5歳と3歳の子供を妻に連れ去られた父親の叫び

令和元年8月23日 毎日新聞

離婚後も子育ては元配偶者と オンライン講座公開 欧米流「共同養育」への関心高まる

令和元年8月24日 YAHOOニュース

日本人パートナーによる実子連れ去りが国際問題に ブラド夏樹(バリ在住ライター)

令和元年9月1日 産経新聞

【子と親の離別～揺らぐ親権制度】(上) まかり通る「連れ去り勝ち」 離婚後の単独親権、相次ぐトラブル

◆住所変更時のお願い

- ✓ ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail: info@oyakonet.org

◆編集後記

離婚や死別など、大切な人を失ったとき、自らの至らなさに気がついたとき、人は悲しみや後悔に襲われます。調停など、対相手については、必ずしも思い通りにならないことも多いと思います。起きてしまった事実も変わりません。一方、自分のことについては、本当につらい経験は、自らを見つめ、変わり、人に優しくなるチャンスでもあります。もし、つらく、淋しい自分がそこにいたなら、上を向いて、楽しいことを見つけ、人に興味を持ち、多くの人と繋がり、自分で自分を楽しませ笑顔にしてあげましょう。初めは無理してでもそうしていると、気がつくと、少し強くなれた自分がそこにいたりします。自分でしっかり立つと、ゆとりができて、人にも優しくなれて、周囲の人の笑顔や幸せが、一番嬉しく思えたり。そんな、痛みを知り、真の優しさを持ち合わせて笑顔でいる人には、人が寄ってきます。今、つらい中にいる方は、お子さんのためにも自分のためにも、一歩行動に移して、親子ネット定例会にも来てみてください。運営委員一同、お待ちしております。

編集委員 高倉 ゆうと

◆引き離し49号・編集委員

■親子ネット運営委員等(五十音順)

上條 まゆみ、斉藤 昌宏、酒井 敦、佐々木 昇、篠田 裕美、高倉 ゆうと

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: http://oyakonet.org